

会員各位

令和4年3月開催の自動車税預かり保証金の取り扱いについて

毎々、JU 岐阜羽島オートオークションにてお取引賜り誠にありがとうございます。

表記の件について、令和4年3月開催に限り、自動車税預かり保証金の取り扱いを下記の通り変更させていただきます。各位におかれましては、ご一読いただき、ご理解の上、セリにご参加くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

開催日	書類・名変期限 (リスト記入時の 最短期限)	預かり保証金	
		普通車	軽自動車
3月5日 第1840回	4月末日迄 (最短3月末日)	令和4年度1年分の預かり 移転登録の場合 3月登録 ・・・全額落札店様へ返金 4月登録 ・・・全額出品店様へ支払 抹消登録の場合 3月抹消 ・・・全額落札店様へ返金 4月抹消 ・・・1ヶ月分を出品店様へ 残額を落札店様へ返金	令和4年度軽自動車税 相当額の預かり (下表)
3月12日 第1841回	4月末日迄 (最短4月12日)		3月登録の場合 名変結果到着後、 全額落札店様へ返金
3月19日 第1842回	4月末日迄 (最短4月19日)		4月登録の場合 4年度分自動車税額を 出品店様へ支払
3月26日 第1843回	4月末日迄 (最短4月26日)		

【出品店様へ】

- ・ 3月開催は4月末日までの書類有効期限をお願いします。(リスト記入がある場合を除きます。)
- ・ リスト記入により書類有効期限が通常より短い場合は、お早めの書類提出をお願いします。
- ・ 車検残の短い車両は抹消の上ご出品ください。

【落札店様へ】

- ・ 3月5日開催(第1840回AA)において、リスト記入の書類期限が3月末日までの場合は、必ず3月中名変をお願いします。また、名義変更の結果報告は4月2日までに行ってください。
- ・ 名変結果報告期限内に結果報告が未着の場合、JU岐阜において現在登録証明書にて確認手続きさせていただきます。
(費用は落札店様の負担となります。)
- ・ 軽自動車の名変結果報告が提出期限を過ぎた場合はペナルティ1万円を後日請求させていただきます。
- ・ 預かり自動車税は、グリーン化税制分も含めて暫定的な金額ですので、名変結果受領後に後日再精算させていただきます場合がございます。

【令和4年度軽自動車税相当額(自家用)】

	初年度登録		
	H21.3.31 以前 (重課税)	H21.4.1 ~ H27.3.31 (旧標準課税)	H27.4.1 以降 (新標準課税)
乗用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
貨物	6,000 円	4,000 円	5,000 円

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町2211番地

JU岐阜羽島オートオークション

書類・名変チーム TEL 058-398-5301